

第23期 第7回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和8年1月20日（火）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	宮 野 昭 一
	〃	関 野 稔
	〃	木 村 正 則
	〃	中 居 裕
	欠席委員	竹 林 雅 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	工 藤 德 康
〃	堤 静 子	
〃	赤 松 靖	
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	主幹	田 澤 亮
	栽培・資源管理グループ 技師	澤 田 篤
	八戸水産事務所 総括主幹	榊 昌 文
	むつ水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第5号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第6号：東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第7回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、悪天候の中、皆様におかれましては御出席をいただき誠にありがとうございます。

まずは、新年初めての委員会ですので、明けましておめでとうございます。

さて、本県水産業においては、主要魚種であるサケの大不漁、スルメイカのTAC管理による採捕停止、そして陸奥湾のホタテにおいては、高水温による被害と、依然として非常に厳しい状況が続いています。

こういう状況であります。今年1月5日のマグロの初競りで、5億1,030万円という、過去最高額で競り落とされるという明るいニュースがありました。これを契機に今年1年が明るい年となるよう、また本県水産業が早期に復活できますよう、心からお祈り申し上げます。

第23期第7回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案6件、報告事項2件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただきありがとうございますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、富田委員と佐京委員の兩名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号について県の方から補足説明させていただきます。資料の方をめぐっていただいて、2ページ目の方から御覧いただければと思います。

いつものように、漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

今回、ちょっと量が多いんですが、まず2ページ目ですけども、漁業魚種は、機船手繰網漁業（かけまわし漁業）でございます。許可すべき隻数は1隻、トン数等は10トン以上15トン未満。漁業を営む者の資格としましては、八戸市に住所を有する者であり、関係漁協は、八戸みなと漁協ということでございます。

4ページ目をお開きいただければと思います。こちらは8ページまで続いています。が漁業魚種が、こうなご光力利用敷網漁業でございます。

上から順番にいきますと、東共第6号の区域ということで、八戸鮫浦漁協組合員行使権者ということで2隻。

次の段が、東共第8号ということで、八戸みなと漁協の組合員行使権者1隻。

続いて5ページですけども、上段が、東共第40号ということで、風間浦漁協の組合員行使権者で3隻。下段が、東共第38号ということで、風間浦漁協の下風呂組合員行使権者で3隻となっております。

次の6ページに移りまして上段が、東共第30号ということで、野牛漁協の組合員行使権者で21隻。中段が、東共第28号ということで、岩屋漁協の組合員行使権者で3隻。下段が、東共第26号で尻屋漁協の組合員行使権者で1隻となっております。

7ページに移りまして、こちらも順番に上の方から東共第24号ということで、尻労漁協の組合員行使権者で6隻。そして中段が、東共第24号で小田野沢に住所を有する者ということで、小田野沢漁協の組合員行使権者で2隻。下段が、東通村の白糠に住所を有する者ということで、白糠漁協の組合員行使権者で30隻となっております。

最後めぐっていただいて、8ページですが、こちらは、東共第20号ということで、泊漁協の組合員行使権者で39隻となっております。

以上が、こうなご光力敷網漁業の内容でございます。

続いて、9ページの方に参ります。

9ページ目から15ページ目までは、小型いか釣り漁業（するめいか）が続いております。最初の9ページ目ですけども、こちらは、資格として青森県内に住所を有する者ということで、県内の漁業者として242隻です。

10ページに目を移していただきまして、最初の段が上段の方は、北海道の漁業者

で144隻。下段が、秋田県の漁業者で4隻ということです。

11ページ目ですけれども、上段が、山形県の漁業者で4隻。中段が、石川県で3隻。

下段が、福井県の漁業者で5隻となっております。

12ページ目ですけれども、上段の方は、鳥取県の漁業者で4隻。下段は、島根県の漁業者で1隻。

13ページの方に移りまして、上段は、長崎県の漁業者で2隻。下段が、岩手県ということで27隻ということでございます。

14ページに移りますと、上段が、宮城県で6隻。下段が、千葉県で1隻ということで、最後の15ページ目ですけれども、新潟県の漁業者で2隻となっております。

以上が、小型いか釣り漁業に関する内容でございます。

続いて、16ページの方に移りたいと思います。

こちらの方は、小型いか釣り漁業のやりいかでございます。

この魚種については、今年の11月に諮問させていただいたところなんですけれども、大畑町漁協がエントリーするのを忘れていた、失念していたということで、諮問内容は変わりませんが、その大畑町漁況の3隻について、改めて諮問させていくという内容でございます。以上が16ページでございます。

次に17ページの方に移りますと、こちらが、底建網漁業でございます。2段に分かれておりまして、上段が、東通村の大字尻労に住所を有する者ということで2人。下段は、同じく東通村の猿ヶ森に住所を有する者ということで4人となっております。こちらが17、18ページでございます。

続いて、19ページの方に目を移していただいて、こちらは、三八地域の分の制限措置の内容ということで説明させていただきます。最初の魚種が、あわび潜水器漁業でございます。上から順番に説明させていただくと最初が東共第1号ということで、階上漁協の組合員行使権者で6人。次の段が、八戸市南浜漁協の組合員で6人。3つ目が、東共第13号ということで、三沢市漁協の組合員で1人。続く4段目ですけれども、八戸に住所を有する者ということで、実際想定しているのは鮫浦漁協の地区を想定しており4人です。

最後の段ですけれども、こちらが、八戸みなと漁協で1人。それから、20ページの一番上ですが、こちらが、市川の地区ということで1人となっております。

以上が、あわびの潜水器漁業でございます。

20ページの次の段ですけれども、最初の魚種が、なまこ潜水器漁業でございます。

こちらも6段となっておりますが、上から順番に説明しますと、階上漁協で6人。八戸市南浜漁協で6人。三沢市漁協で1人。八戸市の鮫浦漁協で4人。そして、八戸みなと漁協で1人。市川漁協で1人となっております。

一番下の段ですけど、こちらの方の魚種が、なみがい・ほたてがい潜水器漁業でございます。こちらは、東共第1号の共同漁業権の組合員行使権者ということで、階上漁協で1人という内容になってございます。

続いて、22ページの方に移りまして、こちらも3段に分かれていますけども、一番上の段が、うに・ほや・わかめ・こんぶの潜水器漁業で、こちらは階上漁協の行使権者ということで6人。2段目、中段が、うに・ほや・えらこ・かき・むらさきいがい・わかめ・こんぶの潜水器漁業で、八戸市南浜漁協で6人。下段が、うに・ほや・えらこ・かき・あさり・わかめ・こんぶ・まつもの潜水器漁業で、三沢市漁協で1人となっております。

以上までが22ページですけども、23ページの方に移りまして、こちらが、うに・ほや・えらこ・たこ・かき・あさり・わかめ・こんぶ・あかばぎんなんそう・えぞぼら・むらさきいがい・あかざらがいの潜水器漁業で、こちらが、八戸市に住所を有する者ということで、八戸鮫浦漁協を想定していますが、こちらで4人ということです。

次の中段ですけども、こちらが、うに・ほや・えらこ・いわがき・むらさきいがい・あかざらがいの潜水器漁業で、八戸に住所を有する者ということで、こちらは八戸みなと漁協を想定していますが、こちらで1人ということです。一番下が、うに・ほや・えらこの潜水器漁業で、八戸市に住所を有する者ということで、こちらは市川漁協を想定しておりまして1人というふうになってございます。以上が八戸地域の分です。

24ページの方に参ります。

こちらからは、下北地域の潜水器漁業でございます。

こちらは、他と違うんですが、漁協別には書いていますので、説明させていただきますと、24ページの最初の3段については、資格が東共第27号共同漁業権者ということで、この3段、いずれも岩屋漁協の分ということで、上から順にうに・ほや潜水器漁業・あわび潜水器漁業・なまこ潜水器漁業で、各1人ということになってございます。

続いて、次の段、25ページにかけてですけども、次の3段が、資格としては、東共第29号共同漁業権者ということで、こちらの3段が、野牛漁協ということでございます。最初に、うに・ほや潜水器漁業・あわび潜水器漁業・なまこ潜水器漁業で各1人ということになってございます。

次の資格が東共第23号の共同漁業権者ということで、こちらは、尻労漁協の分でございます。こちらも、各潜水器漁業、これまでと同じ内容ですけども、それぞれ各1人となっております。尻労漁協が26ページまで続いていますけども、その3段が尻労漁協でございます。

26ページの方に移りまして、同じく、こちらも3段まとめて申し上げますと、東共第21号の共同漁業権者ということで、小田野沢漁協と白糠漁協の分でございます。こちらも、それぞれ、うに・ほや、そしてあわび、そしてなまこの各潜水器漁業で、各3人となっております。

次の26ページから27ページにかけては、資格が東共第19号共同漁業権者ということで、泊漁協の分でございます。こちらも、うに・ほや潜水器漁業・あわび潜水器漁業・なまこ潜水器漁業ということで、各1人となっております。

27ページの最後まで3段ということですが、こちらは、東共第25号共同漁業権者ということで、尻屋漁協の分でございます。うに・ほや潜水器漁業・あわび潜水器漁業・なまこ潜水器漁業で各1人となっております。

こちらは27ページまでですが、28ページの方に目を移していただいて、こちらの資格が東共第31号共同漁業権者ということで、こちらは、今回は、石持漁協の分でございます。同じく、各漁協、潜水器漁業で、それぞれ各1人というふうになってございます。

次が29ページにかけてですが、資格が東共第37号共同漁業権者ということで、こちらが、風間浦漁協の下風呂支所の分でございます。こちら、うに・ほや潜水器漁・あわび潜水器漁業・なまこ潜水器漁業で、各1人となっております。

最後は、資格が東共第41号共同漁業権者ということで、こちら、風間浦漁協、こちらは蛇浦支所の分でございます。それぞれ、うに・ほや潜水器漁とあわび潜水器漁業で、それぞれ各1人となっております。

以上が県からの補足説明でございます。

御審議の方、よろしくお願いたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いたします。ありませんか。

中居委員

はい。

松本会長

中居委員。

中居委員

ちょっと教えて欲しいんですけど。

2ページ目の備考の3の(3)水揚げ規制がかかっていますね。これは、どういう理解なんでしょうか。

水産振興課 田澤主幹

水産振興課の田澤です。

かなり昔から、この漁業の制限条件の中に入っているものでして、その背景というのは、ちょっと正確じゃないかもしれないんですけども。おそらく水揚げ方法、その漁法がどういった漁獲物を獲っているかというのは、他の直近の主なもの、目につきやすいように、八戸の協力船ですね、八戸の水揚げにしているのではないかなと推

測しております。

ちょっと、大分昔からある制限ですので、ちょっと正確かどうかは、申し訳ありませんけど。

松本会長

中居委員。

中居委員

今まで見たことがなかった規制だったので、ちょっとお聞きしただけです。

ありがとうございます。

松本会長

他にございませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

御異議なしと認め、それでは議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次の議案に入りますが、会議時間短縮のため、議案第2号「令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について(諮問)」、及び議案第3号「令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について(諮問)」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第2号につきまして、資料の1ページ目を御覧ください。
これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について

くろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和7年12月19日付け水管第2402号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものでございます。

詳細については、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。
続いて、議案第3号を説明します。

議案第3号の資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

諮問書

令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について。

くろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

その際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理年度と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、また、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

澤田技師

水産振興課 澤田技師

水産振興課の澤田です。補足説明させていただきます。

まず、令和8管理年度のくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分についてです。

内容は、諮問文のとおりとなります。くろまぐろ小型魚が340.5トン、大型魚が685.8トン、数量の根拠については、昨年度、対面並びにオンライン形式で開催されたTAC意見交換会において国から説明があったとおり、今年度の国際会議において、特に増枠の話ということが議論されなかったということを踏まえて、大型魚、小型魚共に令和7管理年度当初配分と同数量という内容になっております。

こちらの議題に関しての補足説明は以上となります。

続いて、議案第3号の方ですが、令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問についてです。

内容は、こちらの諮問文のとおりとなりますが、この事前諮問というのが、前管理期間と同様の内容となっており、令和8管理年度における漁獲枠の融通というふうなものを迅速に進めるためのものでありますので、御理解いただければと思います。

県からの補足説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

議案第2号及び議案第3号については、御異議なしと認め、それでは議案第2号及び議案第3号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続いて、議案第4号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第5号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」及び議案第6号「東部海区管内における自家釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい。会長。

松本会長

はい。局長。

三橋事務局長

それでは説明いたします。

まず、議案第4号につきまして、議案第4号資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のために、令和8年1月13日付けで発せられた依頼文でございます。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じになっていますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2の方を御覧ください。

これは、令和8年度における当委員会の指示案です。

前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第1号（案）

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

この指示の内容でございますが、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて、昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は、1の集魚灯の合計光力のとおりでございます。

加えて、20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第5号の説明をいたします。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降、承認制とし、委員会指示を発動してきているものでございます。

資料1を御覧ください。

令和8年度漁期における指示案です。前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第2号（案）

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年度と同内容となっております。

次に資料2を御覧ください。

令和8年度の事務取扱要領（案）でございます。

昨年度の変更点は、様式まで全て年次に係る部分を1年更新したということになります。

また、6ページでございますが、第4号様式、船橋楼に表示する標識の地形図の色を令和8年度、資料の方、ちょっとミスプリがありまして、深緑となっておりますが、

これは緑色ということになっております。

次に資料3を御覧ください。

これは、承認事務を円滑に進めるための内規となっております。

1の(1)は、適正な申請があった場合

アのケース、前年度実績船については、委員会の付議を不要とすること。

イからカまでのケースは、委員会が事情やむを得ないものに該当すると認めて会議に付することを省略して承認事務を進めて良いこととしているものです。

(2)の方は省略いたします。

裏面、2ページの(3)でございますが、承認隻数の上限でございます、当分の間、県内船490隻、県外船70隻ということにしております。

(4)の方は省略させていただきます。

2につきましては、次の議案、議案第6号における自家用釣餌用いか釣り漁業についての規定でございますが、ほぼ本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、いか釣りを本業とせず自らの釣り餌用として使用するスルメイカの採捕のための操業承認であり、平成23年度から指示を発動しているものであります。

議案第6号 資料1を御覧ください。

令和8年度漁期における委員会指示案です。前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第3号(案)

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

内容につきましては、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年度と同じとなっております。

続いて、資料2の方を御覧ください。

事務取扱要領案になりますが、昨年度の変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を1年更新したということになります。

以上が、議案第4号、第5号及び第6号に係る事務局からの説明になります。

なお、委員会指示の県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認の方をお願いしたいと思います。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい。会長。

松本会長

はい。野月副参事。

水産振興課 野月副参事

今、説明いただいたとおりでございまして、県の方からの説明はありません。
よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは御質問、御意見もないようですので、議案第5号、第6号及び第7号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

これで全ての議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）を県から報告を願います。

水産振興課 澤田技師

はい。会長。

松本会長

はい。澤田技師

水産振興課 澤田技師

私から、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について補足説明させていただきます。

お配りしております報告事項の資料を御覧ください。

県では、漁業法第16条第5項において準用する、同条第4項の規定に基づき、令

和7年12月1日付けで、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、小型魚2.7トンから大型魚3.9トンへ漁獲枠を交換する同量交換であり、くろまぐろ協定管理委員会を通じて要望のあった漁協の希望した数量が交換されています。

これにより、小型魚は347.7トン、大型魚は784.1トンとなり、要望のあった各漁協の漁獲枠に反映されております。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する、同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

補足説明は以上となります。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、次に報告事項②「第33回太平洋北部会及び第43回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告を願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

松本会長

はい、傳法技師。

事務局 傳法技師

それでは、私の方から、第33回太平洋北部会及び第43回太平洋広域漁業調整委員会の概要について御説明させていただきます。

これらの会議は、令和7年11月4日、東京にあるベルサール八重洲において開催され、南谷委員と私の2名が出席しました。

まず、第33回太平洋北部会の概要についてです。

1、委員の改選に伴う部会長職務代理者の互選についてですが、清水信宏委員が選

出されました。なお、当時、本人の不在ではあるものの水産庁が事前に確認し、本人の了解を得ているとのことでした。

続いて、2、広域魚種の資源管理についてですが、

(1) 太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況については、①から④の4魚種が該当しており、資源水準、水源動向は記載のとおりとなっております。

続いて(2) 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組については、(1)に記載の資源の現状を踏まえ、資源水準を維持するためにも漁獲努力量に注意しつつ、自主的管理措置を継続することとなりました。

自主的管理措置に該当する関係漁業種類については、青森県から千葉県の沖合底びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の漁業者が該当しており、資源管理の取組に参加しているというところであります。

その資源管理の方向性については、サメガレイについては、保護区の取組を継続して産卵期や索餌期の親魚の保護を図りつつ、資源水準を上向きに転じさせる方策を検討し、ヤナギムシガレイについては、ステークホルダー会合等の議論を踏まえつつ自主的管理措置の取組を継続。

キチジ及びアンコウについては、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しつつ、自主的管理措置等の取組を継承することとなりました。

続いて、裏面の第43回太平洋広域漁業調整委員会の内容について説明します。

こちらの方も、まず始めに委員の改選に伴う対応について審議され、①会長職務の代理人として、太平洋広域漁業調整委員会の会長職務の経験があり、学識経験のため各都道府県と利権関係の柵がない関いずみ委員が部会長職務代理人に選出されました。

続いて、遊漁専門部会に属すべき委員として、前期に続き、所属海区会長の清水哲二委員が選出されました。

次に令和7年度のくろまぐろ遊漁管理について審議され、水産庁から現時点での管理状況の報告があり、当初は毎月の遊漁枠を5トンで管理する方針でしたが、6月、7月の釣獲量が想定以上に積みあがったため、急遽、遊漁専門部会を開催し、前年の9月から今年の3月までの毎月の漁獲枠を3トンまでとしました。

また、遊漁の超過分が発生した場合については、翌年の遊漁枠から超過分を差し引き、未利用分については、その年の当初配分の10%の量を上限として、翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すことが可能となりました。

ちなみに、令和7年の当初配分は60トンのため、その10%に当たる6トンまで未利用枠があれば、来年度の遊漁枠に繰り越しが可能となります。

次に3、太平洋くろまぐろの遊漁に係る届け出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正の概要についてです。

水産庁から出席委員に対して、以下の通り太平洋広域漁業調整委員会指示第51号(案)の概要にする説明があり、原案どおり承認されました。

また、第51号指示に連動する委員会指示の内容を一部改正することも承認されま

した。

第51号の指示の内容は、(1)から(3)に記載の内容となっております、

(1) 遊漁者は、委員会指示の有効期間中にクロマグロを採捕する場合は、採捕日の1営業日前までに「氏名、住所、電話番号及びメールアドレスに加え、広域漁業調整委員会会長が必要と認めるその他の事項」について、委員会に届け出なければならないとされております。

(2) 遊漁船業者は、利用者をくろまぐろの遊漁に案内する場合は、届け出期間の令和8年1月1日から同年3月20日までに、使用船舶ごとに「氏名、住所、電話番号、メールアドレス、船名、遊漁船登録番号、入出港する場所に加え、広域漁業調整委員会会長が必要と認めるその他の事項」について委員会に届け出なければならない。

(3) 遊漁船以外のプレジャーボート利用者は、(2)に記載の遊漁船業者と同様の内容を委員会に届け出なければならないこととされております。

続いて、下の※なんですけども、遊漁船業者及びプレジャーボート利用者は、同年3月20日までに必要事項を届け出なければならないが、①新たに船舶を取得した場合。②漁船登録をしている漁船で新たに船舶検査を受け遊漁船等に利用する場合。③遊漁船登録を新たに受けた場合。④震災などに被災し、届け出期間内に届出を行えなかった場合のケースに該当する場合は、届け出期間内に届け出を提出できるということとなっております。

遊漁に関する指示の内容は以上となります。

続いて、4、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果についてです。

水産庁から承認の状況について説明がありました。

今年度の承認件数は全国で19,661件と前回より2,783件が増えており、うち青森県の承認件数は2,155件で、新規承認が537件となりました。

最後に広域資源の管理については、水産庁から太平洋の各部会で審議された内容について簡単に説明があり、関係するすべての魚種の資源管理の方針について承認されました。

以上が説明となります。よろしく申し上げます。

松本会長

南谷さん、何かありませんですか。

南谷委員

特にありません。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。ありませんですか。

委 員

（「なし」の声あり。）

松本会長

御質問、御意見もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして第23期第7回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時20分